

平成25年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部改正について

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する
条例の一部を改正する条例

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例（昭和
62年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年1月1日から平成25年3月31日まで」
を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 当分の間、教育長の退職手当の額は、第5条および前2項の規定に
かかわらず、これらの規定により算出した額から、その額に100分
の15を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、こ
れを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育長の給料月額および期末手当の額を平成25年4月から平成26年3月までの間について減額し、ならびに退職手当の額を当分の間減額するため